

令和8年度第1回佐倉市指定管理者審査委員会会議記録

日時	令和8年5月20日（水）午後3時00分～午後3時40分	
場所	佐倉市西部保健福祉センター 第3会議室	
出席委員	八木委員長、藏田副委員長、木内委員、吉光委員	
事務局	資産経営課	橋本主幹、早川主査、村上主査補
傍聴人	なし	
議題	1 諮問手交【公開】 2 会議の運営方法等について【公開】	

議事開始前

- ・令和8年度審査対象施設及び委員会スケジュールに関する説明

1 諮問手交

- ・指定管理者選定に係る審査について、諮問がなされた。

2 会議の運営方法等について

- ・非公開とする会議について

事務局からの説明

- ・今回の審査対象施設は老人憩の家（うすい荘、千代田荘、志津荘）、飯野台観光振興施設（印旛沼サンセットヒルズ）の4施設。
- ・佐倉市情報公開条例の規定により、審議会等の会議は原則として公開となっているが、今後の非公開で行う必要が会議について、まとめて決定したい。
- ・公募書類確認については、公開すると公募開始前に未定稿の公募資料の内容が明らかになることから、公平公正な公募に支障をきたす恐れがあり、書類審査や個別ヒアリング、審査結果取りまとめについても、申請者のノウハウや経営状況等、法人等の不利益となる恐れのある情報を取り扱うことから、事務局としては昨年度と同様、それぞれ非公開とすべきと考えている
- ・会議録についてはこれまでどおり公表していくとともに、昨年度より、指定管理者に指定された団体の申請書については、個人情報等の不開示情報を除き、原則公開することとしているため、公募や審査に支障をきたさない範囲で可能な限り情報公開は行っていく。

< 質疑・意見等 >

(○：委員質疑 ◎：委員意見 →：事務局回答)

○会議非公開の運用は昨年度と同様か。

→一昨年度から全面非公開の運用としている。

○会議についてあくまで原則公開とのことだが、この第1回以外はすべて非公開となってしまう。「原則公開」ということ自体が実態と合っていないのではないか。

→「原則公開」は、当審査委員会についてではなく、佐倉市全体の審議会等に対してかかっており、その中で当審査委員会については不開示情報を扱うため、非公開とするものである。

○会議の一部分のみ公開、例えば会議の冒頭の非公開に当たらない部分のみ公開として、非公開の議事に入る際に傍聴者に退室してもらうのではどうか。

→各回の会議について、議事単位ですべて開示情報に当たる内容を取り扱うため、公開できる議事自体がない。

◎非公開自体については異論はないが、非公開とする理由については、しっかりと組み立てて説明できるようにしておく必要があると考える。

事務局提案に対して反対意見はなかったため、今年度の今後の会議について、非公開とすることを決定した。

3 その他

佐倉市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条第3項の規定により、同条例による公募・選定を経なかった事業については、佐倉市指定管理者制度導入基本方針にて当審査委員会に報告することとなっているため、同規定により公募・選定を行った佐倉ふるさと広場拡張整備事業について、令和8年3月に佐倉ふるさと広場整備等事業者選定委員会による答申が出されたことを、事務局より報告した。

以上